

諮問番号：令和7年度諮問第 3号
答申番号：令和7年度答申第35号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和4年6月30日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁が、住宅扶助費の支給対象である「家賃保証料」を支給しないことは不当である。賃貸契約書に家賃保証料を住人が支払うように書いてあり、もしこれを支払わなければ退去させられるかもしれないのだから、処分庁が保証料を負担すべきである。

他の市町村では保証料を負担しているのに、なぜ処分庁では負担できないのか。

また、保護変更通知書には、保証料は支給しないと書いてあり、その理由として、勤労に伴う必要経費に該当しないからだとしているが、そもそも保証料は勤労経費でないのは分かっていることではないのか。

全く理由になっていない。保証料は何に該当するのか教えてほしい。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、令和4年6月7日に、審査請求人から同年5月分の就労収入に係る収入申告書及び給与支給明細書並びに就労収入に係る必要経費として、家賃保証料を要したとする収入申告書等の提出があったことから、家賃保証料は勤労に伴う必要経費には該当しないため控除しないとしたうえで、審査請求人の就労収入及び実費控除を確定し、同年6月分の保護費を変更する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 本件処分に係る保護費の算定及び家賃保証料を必要経費として控除しなかった判断についてみる。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（1）ア（ア）のとおり、勤労収入については、基本給等の収入総額を認定することとされている。また、次官通知第8の3（1）ア（イ）及び第8の3（4）のとおり、勤労収入を得るための必要経費として、基礎控除額表によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされている。

以下検討すると、①処分庁は、令和4年6月7日に、審査請求人から、同年5月分の就労に係る収入申告書及び給与支給明細書並びに就労収入に係る必要経費として、家賃保証料12,000円を要したとする収入申告書及び払込受領証を受理したこと、②審査請求人は、同月分の就労収入として、総収入103,163円から健康保険料等の合計16,350円を控除した86,813円を支給されていること、③処分庁は、本件処分により、審査請求人の収入金額を103,163円、実費控除を16,350円及び基礎控除を24,000円に変更し、収入金額から控除額を差し引いた62,813円を同年6月分の収入充当額とし、11,466円を審査請求人に追加支給したこと、④処分庁は、審査請求人から申告のあった家賃保証料12,000円について、勤労に伴う必要経費に該当しないとして、就労収入から控除しなかったことが認められる。

これらのことからすると、本件処分は、基準生活費77,240円、住宅扶助費39,000円を算出し、審査請求人の同年6月分の就労収入に係る収入充当額を62,813円と確定することで発生する追加支給額11,466円を審査請求人に支給するものであり、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）に照らし違算は認められない。

また、審査請求人の収入は、勤務先からの勤労収入のみであることからすると、当該家賃保証料については、住宅扶助で支給されるべきものであり、勤労に伴う必要経費として認めることは困難である。したがって、家賃保証料12,000円を就労収入に係る実費控除として認定しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(3) なお、審査請求人は、家賃保証料は住宅扶助費の支給対象であり、家賃保証料を支払わないと退去させられるかもしれないことから、家賃保証料を支給しなかった本件処分は不当である旨主張する。

しかしながら、処分庁は、家賃保証料12,000円について組織的に検討し、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）ク及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7問88答に照らして認定することとし、審査請求人に対し、令和5年6月26日付けで、同月分の保護費として支給したことが認められるため、審査請求人の主張は認められない。

ただし、処分庁は、家賃保証料12,000円について、同日付けの保護変更決定処分にて支給しているものの、本件処分を行う時点までに、審査請求人に対し、局長通知第7の4（1）ク及び課長通知第7問88答に照らし、支給対象となり得ることを説明したかは判然としない。

処分庁においては、保護の決定を行うにあたり、関係する法令等を踏まえ、審査請求人に丁寧な説明を行い、申請を促すなど、適切に対応することが望まれる旨を付言する。

(4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(5) なお、本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分通知書にはいかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令及びその適用関係が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

(6) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(7) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年	4月24日	諮問の受付
令和7年	4月25日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：5月9日（提出：令和7年 5月9日付け） 口頭意見陳述申立期限：5月9日（提出：令和7年 5月9日付け）
令和7年	5月27日	第1回審議
令和7年	9月22日	審査請求人による口頭意見陳述の実施 第2回審議
令和7年	10月29日	第3回審議
令和7年	12月24日	第4回審議
令和8年	1月6日	処分庁及び審査請求人に対する質問（回答：（処分庁） 令和8年1月23日付け〇〇〇第3230号、（審査 請求人）令和8年1月23日）
令和8年	1月26日	第5回審議
令和8年	2月2日	審査庁に対する質問（回答：令和8年2月3日付け社 援第3298号）
令和8年	2月24日	第6回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した

要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (4) 法第14条は「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (5) 法第24条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定め、同条第9項は「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と定めている。
- (6) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯(単身世帯)の居宅基準の基準生活費の額は、77,240円(第1類の基準額②が47,420円、第2類の基準額②が28,890円、経過的加算が930円)である。
- (7) 次官通知第8の3(1)ア(ア)は、勤労(被用)収入について、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と記している。
- (8) 次官通知第8の3(1)ア(イ)は、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と記している。
- (9) 次官通知第8の3(4)は、勤労に伴う必要経費について、「(1)のアからウ〔勤労(被用)収入・農業収入・農業以外の事業(自営)収入〕までに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。(後略)」と記している。また、基礎控除額表には、収入金額別区分が「103,000円～106,999円」の1人目の基礎控除額を月額「24,000円」と記している。

なお、次官通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

は該当しないため、控除しません。(後略)」と記載されていた。

(7) 令和4年9月5日、審査請求人は、本件審査請求を行った。なお、同封されていた賃貸借契約書の写し(一部)には、「第11条 特約」として、「8乙〔借主：審査請求人〕は乙の負担にて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社と賃料債務を保証する保証契約を締結するものとし、本契約期間中はこれを維持するものとする。」との記載があり、当該契約書には貸主・借主の記名押印がなされていた。

(8) 令和5年6月9日、処分庁は、審査請求人から住宅費として12,000円の扶助を求める保護変更申請書を受け付けた。同日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件審査請求における審査請求人の主張に基づき、家賃保証料12,000円を認定する否かについて検討した。

その結果、同月15日に、局長通知第7の4(1)ク及び課長通知第7問88答により、家賃保証料12,000円を一時扶助として認定することを決定し、同月26日付けで審査請求人に通知し、別件処分を行った。

保護決定(変更)通知書の「変更の理由」欄には、「家賃保証料(12,000円)の認定による。(後略)」と記載されていた。

3 判断

(1) 処分庁は、令和4年6月7日に、審査請求人から同年5月分の就労収入に係る収入申告書及び給与支給明細書並びに家賃保証料12,000円の払込受領証の提出を受けたが、家賃保証料は勤労に伴う必要経費には該当しないため控除しないとした上で、審査請求人の就労収入及び実費控除を確定し、同年6月分の保護費を変更する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 本件処分に係る保護費の算定及び家賃保証料を必要経費として控除しなかった判断についてみる。

次官通知第8の3(1)ア(ア)のとおり、勤労収入については、基本給等の収入総額を認定することとされている。また、次官通知第8の3(1)ア(イ)及び第8の3(4)のとおり、勤労収入を得るための必要経費として、基礎控除額表によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされている。

以下検討すると、①令和4年6月7日、処分庁は、審査請求人から同年5月分の就労に係る収入申告書及び給与支給明細書並びに家賃保証料12,000円に係る払込受領証の提出を受けたこと、②審査請求人は、同月分の就労収入として、総収入103,163円から社会保険料及び所得税16,350円を控除した86,813円を支給されたこと、③処分庁は、本件処分により、審査請求人の同月分の収入金額を103,163円、実費控除を16,350円、基礎控除を24,000円に変更し、収入金額から控除額を

差し引いた62,813円を同年6月分の収入充当額とし、11,466円を審査請求人に追加支給したこと、④処分庁は、審査請求人から申告のあった家賃保証料12,000円について、勤労に伴う必要経費に該当しないと見て、就労収入から控除しなかったことが、それぞれ認められる。

これらのことからすると、本件処分は、審査請求人の令和4年5月分の基準生活費77,240円、住宅扶助費39,000円を算出し、同年6月分の就労収入に係る収入充当額を62,813円と確定することで発生する追加支給額11,466円を審査請求人に支給したものであり、保護の基準に照らし、違算は認められない。

また、審査請求人の収入はA社からの勤労収入のみであることからすると、家賃保証料については住宅扶助で支給されるべきものであり、A社における勤労に伴う必要経費として認めることはできない。

したがって、家賃保証料12,000円を就労収入に係る実費控除として認定しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (3) なお、審査請求人は、家賃保証料は住宅扶助費の支給対象であり、家賃保証料を支払わないと退去させられるかもしれないことから、家賃保証料を支給しなかった本件処分は不当である旨主張する。

この点について、処分庁は、本件審査請求後の令和5年6月9日、家賃保証料12,000円について審査請求人から住宅扶助に係る申請書の提出を受け、同日、ケース診断会議を開催し、認定の可否を組織的に検討している。

その結果、局長通知第7の4(1)ク及び課長通知第7問88答に照らし、2(7)の賃貸借契約書の内容から、借家の賃貸借契約の更新に必要なものとしてこれを認定することとし、同月26日付けで審査請求人に対し同月分の保護費として支給する旨通知(支払いは同月19日)していることから、すでに審査請求の利益は失われており、審査請求人の主張は認めることができない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎

重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において種々の主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかし、本件処分通知書には「生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。」との記載はあるものの、適用される条項及び各種通知等を、当該処分の原因となる事実関係に照らし、どのように適用し、本件処分が行われたのかについての記載がないことから、十分な理由提示と言えるか否かについては疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁においては、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の通知に当たっては、その理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠となる法令の条項及び各種通知等の適用関係を示し、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

また、処分庁が本件処分を行うまでに、局長通知第7の4（1）ク及び課長通知第7問88答に照らし、家賃保証料12,000円について支給対象となり得ることや住宅扶助の申請が必要であることを審査請求人に説明したか否かは判然としないが、令和4年6月14日に処分庁が審査請求人に対して、「既に支払い済みのものについては需要は終わっており、支給対象にならない旨」説明したことは不適切な教示であり、令和5年6月9日に審査請求人が改めて住宅扶助の申請を行い、同月26日にこれを認めて支給するまでに約1年を要していることは適切とは言い難い。

処分庁においては、保護の決定を行うに当たり、関係法令等を踏まえ、審査請求人に丁寧な説明を行い、必要な申請を促すなど、適切に対応することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉